

# 事業所版 戸別収集の利用方法

事業活動に伴って出るごみは、事業者自ら処理することと法律で定められています。ただし、瑞穂町では、下記条件にあてはまる一定量までを、一般家庭と同様に戸別収集で対応しています。

## 条件

- **一般家庭と同様のごみのみ**収集できます。事業用機器等は収集できません。
- ごみは、**午前8時までに**道路に面した敷地内に出してください。
- ごみの出し方と収集日は、所在地の地区別ごみ・資源物収集カレンダーのとおりです。



### カレンダーを取得する場合

瑞穂町役場2階環境課・みずほリサイクルプラザ・各コミュニティセンター

### カレンダーを町ホームページで確認する場合

<https://www.town.mizuho.tokyo.jp/kurashi/005/009/index.html>



- **1回に出せる量は80リットル以下かつ12キログラム以下**です。
  - ※事業所併用住宅の場合は、家庭のごみと合わせて160リットル以下かつ24キログラム以下です。
  - ※複数種類の収集日は、複数種類の合計が80リットル以下かつ12キログラム以下です。
  - ※蛍光管（長さ120センチまで）・電球は合計10本（個）までです。
- **草・葉・剪定枝・紙おむつは一般家庭と出し方が異なります。町指定収集袋（燃やせるごみ用）に入れて出してください。**透明または半透明の袋に入れて出すことはできませんのでご注意ください。
- ×粗大ごみ（広げたときに一辺の長さが50センチ以上のもの）は持込も収集もできません。

## 収集開始希望の連絡

- ごみを出す最初の日が決まったら、**2営業日前までに瑞穂町にご連絡**ください。

瑞穂町住民部環境課ごみ対策係

TEL:042-557-7706



※上記の規定量を超えるごみを出す場合は、町ホームページで『瑞穂町事業系ごみの分け方出し方減らし方』をご確認ください。

# ごみ減量・リサイクルにご協力ください

## 水切り

水切りの徹底！雨の日は、雨水が入らないように袋の口をしっかりと縛ってください。



古紙専用のボックス等を設置し、古紙を分別できる環境を整える

古紙を分別し、紙類の日に出す

※汚れていて資源物とならないものは燃やせるごみとして分別してください。



## 古紙



その他古紙を減らすためにできること

- 両面印刷や2 in 1印刷を活用。裏紙を再利用。
- 書類を一元化（回覧や掲示版を活用）
- ペーパーレス化を推進

## 減量の取組

- 使い捨て製品を使用しない
- マイバッグの呼びかけを行い、レジ袋削減に取り組む
- 値引販売等により、売れ残りを減らす
- 需要予測システム等を活用し適量発注、適量製造を行う
- 天候や気温・曜日によって仕入れや仕込みの量を調整
- 適量注文に対応



SALE

